

# 広島県最低賃金が 930 円《時間額》に

— 令和 4 年 10 月 1 日から発効 —

広島労働局長(阿部 充)は、広島県最低賃金を時間額 930 円に改正することを、本日、官報に公示しました。

これは、公益、労働者側及び使用者側を代表する委員によって構成された広島地方最低賃金審議会における答申を受けて決定されたものです。

これにより、広島県最低賃金は、令和 4 年 10 月 1 日より、時間当たり 31 円引き上げられることとなります。

また、広島労働局では、生産性の向上によって事業場内で最も低い労働者の賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援するため、業務改善助成金の申請を受け付けています。

同助成金については、『広島働き方改革推進支援センター』(TEL0120-610-494)まで、お気軽にお問い合わせください。

## 【参考】広島県最低賃金額の改定の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
最低賃金額	844 円	871 円	据え置き	899 円	930 円
対前年度引上率	3.18%	3.20%	0.0%	3.21%	3.45%
対前年度引上額	26 円	27 円	0 円	28 円	31 円

※ 広島県特定【産業別】最低賃金のうち、「広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金《時間額 924 円》」及び「広島県各種商品小売業最低賃金《時間額 903 円》」については、改定後の広島県最低賃金額を下回ることとなりますので、令和 4 年 10 月 1 日からは広島県最低賃金額が適用されます。